労働保険料等の納期限の延長

地域	内容
[인터 연락 경영 역사 시간 시간 시간 기가 되었다	労働保険料等(※1)の納期限の延長が行われます。地震が発生した 日以降に到来する労働保険料等の納期限が自動的に延長されます。な お、いつまで延長されるかについては、現在検討されています。
その他の地域	地震により財産に相当な損失(※2)を受けたときには、地震が発生 した日以降に納期限が到来する労働保険料等について、経営者の申請 に基づき、1年以内に限り納付の猶予を受けることができます。

- ※1 労働保険料、特別保険料、一般拠出金並びに障害者雇用納付金のことです。
- ※2 「相当な損失」とは、経営者の全財産の価額に占める災害による損失の額の割合が おおむね20%以上の場合をいいます。